

企業・団体の採用ご担当者 各位

2021年4月21日
国際教養大学
キャリア開発センター

「健康診断証明書」の提出について

日頃より、学生の就職活動について御協力いただきありがとうございます。

さて、学生の採用選考活動を行う過程において、企業より「健康診断証明書」の提出を求められることがあるという学生からの声がございます。

そのため、厚生労働省に確認を行ったところ、採用選考過程における「健康診断の実施」および「健康診断証明書の提出」は、以下のとおり特別の事情がない限り、本人の適正・能力に基づいた公正な採用選考を行う上で不適切な対応であることが分かっております。

【採用選考時の健康診断が不適切な理由】

健康診断は、応募者の適性・能力を判断する上で必要のない事項を把握する可能性が有り、結果として、就職差別を招く恐れがあるため、合理的・客観的な必要性がある場合を除き実施すべきではないと考えられます。また、労働安全衛生規則第43条で定められている健康診断とは、雇入れ時(入職後)に行うものであり、採用選考時に実施することを義務づけたものではありません。

一方で、運転・配送業務における失神等の発作の確認や、アレルギー食品に触れる製造業務におけるアレルギー症状の確認といった、合理的・客観的な必要性が認められるものもありますが、その場合も、あらかじめ本人へその必要性を十分に説明し、同意を得た上で行う必要があります。

また、厚生労働省からは、具体的な事案がある場合は、最寄りのハローワークや労働局に相談をするように助言いただいております。

本学では、上記に則り、学生に対する就職指導を実施するため、採用選考時に、「健康診断証明書」の提出を求められた場合、ご提出をお断りすることもございますので、ご理解、ご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

【本件に関する問合せ先】
国際教養大学 キャリア開発センター
Tel:018-886-5994(平日 9:00~17:30)